額の合算額に一・〇四〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

A × 0.75 + B − C

算式の符号

A　前年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額

B　平成30年度減収補塡債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

C　前年度における前号の額

三　令和元年改正前の省令附則第十九条の五第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和元年改正前の省令附則第十九条の五第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和二年度に限り、第三十九条第二号中「一・〇三七」とあるのは、「川崎市にあつては一・〇四一、その他の指定都市にあつては一・〇三七」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.2 × A + 0.1 × B + 0.3 × C + 0.2 × D + 0.2 × E) × 0.582 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和元年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九五四」とあるのは、「川崎市にあつては〇・三〇八、その他の指定都市にあつては〇・九五四」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.3 × A + 0.2 × B + 0.1 × C + 0.1 × D + 0.1 × E + 0.1 × F + 0.1) × 0.574 0.3 × A、0.2 × B、0.1 × C、0.1 × D、0.1 × E 及び 0.1 × F に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）